

2022年10月25日

各位

会社名 株式会社 S H I F T
代表者名 代表取締役社長 丹下 大
(コード番号：3697 プライム市場)
問合せ先 取締役兼 CFO 服部 太一
(TEL. 03-6809-1165)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催しました取締役会において、2022年11月25日に開催予定の第17回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 変更の理由

①事業目的の追加に伴う変更

当社が行う事業活動の現状に即し、また、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加するものであります。

②株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第18条を変更するとともに、これらの変更に関して附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2条 (目的) 1. ~9. (条文省略) (新設) 10. ~19. (条文省略)	第2条 (目的) 1. ~9. (現行どおり) <u>10. 通信ネットワークを利用したアプリケーションサービス提供業務</u> 11. ~20. (現行どおり)
<u>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	第18条 (電子提供措置等) <u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新設)	附則 (施行期日等) <u>1. 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u> <u>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2022年10月25日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2022年11月25日 (予定) |

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>
 株式会社 SHIFT IR 室
 メール: ir_info@shiftinc.jp